

公共施設の見直しについて

平成23年6月
射水市まちづくり課

公共施設の見直しについては、重複施設を解消し、本市の規模に見合った適正な配置の実現を基本に、以下の考え方を踏まえ、該当する施設の方向性について、第2次行財政改革集中改革プランに記載する。

1 基本的な考え方

- (1) 社会経済情勢の変化に伴い、設置の意義が薄れている施設については、廃止を検討する。
- (2) 民間と競合する施設又は民間が提供しているサービスで代替可能な施設については、民間への売却や廃止を検討する。
- (3) 市が所有する他の施設で、代替可能なものについては、統廃合を検討する。
- (4) 老朽化が著しく、利用率が低い施設については、廃止を検討する。
- (5) 利用者が特定の地域住民に限定されており、市の施設として設置の意義が薄れている施設については、当該地域による管理運営を促進する。

2 今後の進め方

- (1) 射水市行財政改革推進会議において、対象施設の方向性を協議、決定した後、施設所管課が地元の意向を踏まえながら見直しを行う。
- (2) 第2次行財政改革集中改革プランに記載する「当面」とは、遅くとも第2次行財政改革大綱の期間である平成27年度を目途とする。

3 対象施設の今後の方向性について

区 分	対象施設	所管課	第2次集中改革プランへの記載
1 社会経済情勢の変化に伴い設置の意義が薄れている施設	経嶽山キャンプ場	文化・スポーツ課	キャンプ場としては廃止し、トイレ及び水道施設については、地域への移管に向けて協議を進める。
2 民間と競合する施設又は民間が提供しているサービスで代替可能な施設	ケーブルテレビ施設	政策推進課	民間への売却を検討する。
	大門コミュニティセンター	農林水産課	入浴施設の在り方を検討する。
	小杉ふれあいセンター	長寿介護課	
	足洗老人福祉センター	長寿介護課	民間への売却を含め、施設の在り方を検討する。
3 市が所有する他の施設で代替可能な施設	新湊勤労青少年ホーム	教育総務課	指定管理期間の満了（平成24年度）をもって廃止を検討する。ただし、機能面については、新湊地区内の他の公共施設へ移転する。
	小杉勤労青少年ホーム	教育総務課	他の公共施設との複合化について検討する。
	働く婦人の家	教育総務課	他の公共施設との複合化について検討する。
	図書館（5）	教育総務課	地域に密着した利用度の高い施設であるため、当面現行のとおり存続させる。ただし、将来的には他の公共施設との複合化について検討する。
	主要体育館（6）	文化・スポーツ課	当面現行どおりとする。 なお、小杉体育館については、老朽度を勘案し廃止を検討する。
	グラウンド（11）	文化・スポーツ課	災害時の活用も考慮し当面存続させる。ただし、管理について、地域への移管を検討する。
	テニスコート（6）	文化・スポーツ課	利用実態を踏まえ、一部の施設については廃止又は用途変更を行う。
	小杉社会福祉会館	社会福祉課	福祉会館としての機能は当面存続する。ただし、廃止する施設の代替施設としての用途変更を検討する。

	市立保育園（16）	子ども課	市立保育園の民営化に関する基本方針に基づき、引き続き、市立保育園の民営化を進める。また、小規模の保育園について、統合を検討する。
	児童館（7）	子ども課	コミュニティセンターの整備時に、児童室にその機能を位置付ける。
	市立幼稚園（3）	教育総務課	幼保一体化の方向性を踏まえ、統廃合や民営化を検討していく。
	保健センター（5）	健康推進課	分散しているセンター機能の集約を検討する。
4 老朽化が著しく利用率が低い施設	堀岡福祉センター	社会福祉課	堀岡コミュニティセンター整備時に廃止する。
5 利用者が特定の地域住民に限定されている施設	新湊ふれあい会館	まちづくり課	地域への移管に向けて協議を進める。
	大門世代交流プラザ	子ども課	地域への移管を含め、施設の在り方を検討する。
	七美幼児プール	文化・スポーツ課	地域への移管に向けて協議を進める。
	地区体育館（5）	文化・スポーツ課	地域への移管又はコミュニティセンター等の整備時に集会室にその機能を位置付ける。
6 庁舎	小杉庁舎、新湊庁舎、大門庁舎、大島庁舎、下庁舎	政策推進課	大島庁舎については、引き続き、分庁舎として使用する。 また、新湊庁舎については、老朽化が著しいため、庁舎整備後、速やかに解体し、跡地については、地域振興・活性化に資する利用策を検討する。 その他の庁舎については、統廃合する施設の代替施設としての利用も含め有効活用を図ることとし、その具体的内容については、統合庁舎整備基本構想・計画を策定する中で検討する。